

平成 28 年度 第 1 回文化財審議会議事録

開催日時 平成 28 年 7 月 28 日 (木) 午前 13 時 30 分～15 時 45 分

開催場所 多治見市文化財保護センター

出席委員 小木曾郁夫 深谷滋浩 平林史孝 水野卓夫 谷口幸子 加藤桂子 齊藤基生
長谷川幸生 立花 昭

欠席委員 なし

事務局出席者	多治見市教育委員会	教育長	渡邊哲郎
	文化財保護センター	所長	仙石浩之
	〃	総括主査	山内伸浩
	〃	主査	市岡聡
	〃	主査	矢部由美子
	〃	嘱託学芸員	三浦哲史
	〃	嘱託学芸員	岩井美和

(進行内容)

- 1、開会のことば
- 2、教育長あいさつ
- 3、文化財審議員委嘱状の交付
- 4、議事・議題
 - (1) 文化財審議会会長選出・会長職務代理者指名
 - ①文化財審議会会長の選出
 - ②会長職務代理者の指名
 - ③議事録署名者選出
 - (2) 【諮問】 虎溪山シデコブシ群生地指定範囲について
 - ①虎溪山シデコブシ群生地指定範囲について
 - (3) 平成 28 年度文化財保護センター年間計画について
 - ①指定文化財関係
 - ②埋蔵文化財関係
 - ③普及啓発関係
 - (4) 指定文化財について
 - ①北小木のホタル調査結果について
 - ②永泉寺惣門修理について
 - ③カモシカの滅失について
 - ④指定文化財の名称について
 - (5) 普及啓発について

- ①企画展「カミさまホトケさまお医者さま～医療と信仰～（仮称）」について
 - ②移動展「住吉古窯跡群出土遺物展」
 - ③こけいざん森の家での展示、体験講座について
 - ④文化財講座「高田史跡めぐり」について
- (6) その他
- ①根本の民具資料整理について
 - ②コウモリ調査について
 - ③各審議員からの報告

議題（1）文化財審議会会長選出・会長職務代理者指名

① 文化財審議会会長の選出

事務局：多治見市文化財保護条例の第 16 条の規定により、文化財審議会会長は委員の互選により定めることになっている。会長の選出をお願いしたい。

委員：前会長の小木曾委員に引き続きお願いしたい。

全委員：異議なし。全会一致で小木曾郁夫委員が会長として承認。

② 会長職務代理者の指名

事務局：職務代理者は会長が指名することになっているので、指名をおねがいしたい。

委員：前年度に引き続き深谷委員をお願いしたい。

全委員：異議なし。

③議事録署名者選出

事務局から、谷口委員・長谷川委員を指名、承認。

議題（2）【諮問】虎溪山シデコブシ群生地の指定範囲について

事務局：平成 25 年度から引き続き諮問にかけている議題である。平成 25 年度に指定範囲を拡張する申請書が提出された。その後の文化財審議会で、指定範囲の直近で工事等があった場合にシデコブシが守れない恐れもあるので、指定範囲を広げてはどうかという意見があった。指定範囲を広げた案では北は虎溪山川まで、東南は山道に入るぎりぎりの範囲までにしている。この拡張範囲内に県道の都市計画道路があることがわかった。都市政策課と話し合った結果、従来の指定範囲はそのままとして、今度拡張する指定範囲については都市計画道路を外した形で指定してもらいたいという意見がでた。拡張する指定範囲の北側部分について、都市計画道路をはずして指定したいがどうか。土地所有者にはすでに了解をもらっている。

事務局：補足する。従来の指定範囲の東南部分の拡張については特に問題はないが、北側の拡張範囲については虎溪山川南岸までにする事となるが、道路用地として都市計画決定がされた部分と重なっている。昭和 49 年に虎溪山シデコブシ群生地の指定がされるよりも前の昭和 40 年に、道路として都市計画決定がされていた。当時の詳細な状況は不明であるが、都市計画決定地と文化財指定地が重なってしまっていた。以上のような経緯があった。県からは今現在指定になっている範囲で都市計画決定地と重なっている部分も指定解除してほしいとの話があった。しかし県道の工事が今すぐ始まるわけではないので、当面は従来の指定範囲はそのまま

解除はせず、新たに指定範囲を拡張する部分については都市計画決定地を除く形でいきたいかどうか。

委員：本来なら最初の指定の際に書類の確認が必要であった。先に都市計画に決定された土地であるならば除外して指定することしか致し方ないので、提案通りでよいのではないか。

事務局：岐阜県が実際にこの都市計画決定地を拡張して道路工事をするとした際には、従来の指定範囲内であっても従わざるをえない状況である。しかしこの数年のうちに道路工事をを行う予定は全くないとのこと。

委員：従来の指定範囲で都市計画決定されていた部分には、以前道路拡張のために移植されたシデコブシがある。現在シデコブシの看板があるあたりにあったシデコブシを移植し、やっと安定したところである。本来は拡張工事でシデコブシ指定範囲が削られることは残念であるが当面この指定範囲でよいということであるならばしかたないのではないか。

委員：土地所有者が了承してくれたことはありがたいことである。指定範囲を広げた場合、現在ある自然保護団体が明治古道の整備などを行っている。今まではすべて指定範囲外であったが、指定範囲拡張によりその団体の活動地と多く重なってくる。その団体への報告等はしているか。

事務局：その団体へ報告はしていない。

委員：活動を行う場合は文化財保護センターへ知らせてからの方がよい。

事務局：指定範囲に一切立ち入れないというわけではない。自然保護団体とはよく相談をして、シデコブシ保護をお願いしながら活動を行ってもらおうようにする。

委員：今までは指定地ではなかったが今後は指定範囲となるので、活動を行う際には文化財保護センターへ連絡をしてもらうようにしたほうがよい。

委員：自然保護団体の活動で整備を行う場合は当然文化財保護センターへ許可申請をするなどおこなうべき。善意からの整備であっても、文化財保護という観点からすると不適当な整備もないとはいえない。

委員：今まで都市政策課の方へも道路拡張工事の際には文化財保護センターへ申し出るようお願いしてきたが、指定範囲が拡張されたので改めて工事の際の連絡をするようお願いするべき。整備も文化財保護センターの指示に従ってするようお願いするべき。

委員：広報等で整備の際には文化財保護センターで許可をとらなければならないということを市民に周知すべき。

事務局：指定が決定すれば、広報等で市民への周知をおこなう。また、自然保護団体へは個別にお願いをしていく。活動の際には事前の相談、許可申請をお願いしていく。

また、答申書は会長・副会長・担当委員で作成し、教育委員会に提出するがよいか。

全委員：異議なし。

委員：新たに指定する範囲については都市計画に決定された土地は除外し、また指定名称および所在地、面積も変更することでよいか。

全委員：異議なし。

議題（3）平成28年度文化財保護センター年間計画について

①指定文化財関係

委員：次に年間計画について説明をお願いします。

事務局：まず指定文化財について。虎溪山シデコブシ群生地は湿地の植生調査を植物の会に依頼して1か月に1回おこなっている。また今年度も引き続き水量調査をおこなっている。今のところ水量に変化はない。保護活動として湿地の一部分で笹の草刈りをおこなっている。次回は8月8日におこなう。その他にシデコブシ保護のため一部範囲内で枯れ木等の伐採を補助事業として今冬におこなう。

北小木のホタルについては草刈りを年3回おこなう。すでに5月にホタル生息数調査前にボランティアを募って1回目の草刈りをおえた。次回は8月中に業者委託でおこない、11月にはボランティアを募って草刈りをおこなう予定である。水質検査は8月から9月にかけて業者に委託しておこなう。

ホタルの生息数調査については6月から7月までにかけて実施し終了した。カワナ調査は10月ごろを予定している。北小木川の清掃と水生昆虫調査は多治見自然の会が主催となって8月7日に実施する予定である。また農薬散布についての北小木町との話し合いを7月19日におこなった。今年度も一部農薬散布をしないことで決定した。

カメムシの被害調査については9月から10月にかけて岐阜県東濃農林事務所とともに実施する予定。

河川工事にともなうカワナ移動については今年度は未定であるが、県が河川工事をおこなう際に事前にカワナ移動をする予定である。

サクライソウ調査は7月23日に実施した。今年は1本確認できた。サクライソウ生息地域の枯葉を一部分除去し、サクライソウの萌芽の有無があるかの実験をおこなうため、冬から春にかけて枯葉除去作業をする予定である。

永泉寺の惣門については今年度に修理をする予定である。現在設計と耐震診断をしてもらっている。9月ごろ入札をして業者を決定し10月ごろより修理をはじめめる。

文化財指定を予定している案件については、すでに4月25日に西浦家文書が指定となった。今後は委員からの提案があった虎溪山一号古墳の出土遺物についての指定を検討をしていく予定である。

指定文化財以外の調査について。軸物調査を毎月一回おこなっている。現在は市内寺院所有の軸物の悉皆調査をおこなっている。

西浦家文書調査は今年度で終了する。6月に燻蒸をおこなった。秋ごろに印刷製本した目録が完成する予定である。その後古文書の後整理をおこない、所有者へ返却する予定であったが、所有者より今後は図書館で保管してほしいとの要望があるので、調査終了後も引き続き図書館で保管する。

コウモリ調査については年3回実施予定である。すでに1回目は6月28日に調査した。2回目は11月ごろに冬眠の確認調査をおこなう。3回目は3月ごろに冬眠から覚醒しているかどうかの調査をおこなう。

東町シデコブシ調査については、年4回実施予定である。1回目は6月6日に実施し、2回目は9月7日に、3回目は11月に、4回目は12月に実施する予定である。

②埋蔵文化財関係

事務局：今年度の試掘調査は4月に3件、5月に6件、6月に4件で計13件あった。今年度に入り試掘調査が増えてきている。8月はすでに6件の試掘の予定が入っている。

今後の発掘調査の予定については、根本遺跡発掘調査を7月25日から7月29日の予定である。市役所道路河川課からの委託事業で、根本町地内の市道側溝敷設工事にもなう発掘調査である。幅1mから1.5mくらい、長さ15mくらいの側溝の発掘調査をおこなっている。

次に高田長湫9号窯および10号窯の発掘調査は10月ごろを予定しており、手続きが終了後に発掘調査に着手する予定である。

整理作業については笠原町の砂田・総作遺跡および権現遺跡の遺物整理作業をおこなっている。平成29年度末の報告書刊行に備えて遺物・遺構の整理作業を現在おこなっている。

また、大針15号窯の報告書を現在作成中である。今年度中に刊行予定である。

その他には砂利採取事業にもなう発掘調査が今後発生する可能性がある。

③普及啓発関係

事務局：普及啓発事業については、企画展を2回予定している。現在おこなわれている企画展「高田焼400年」は8月26日に終了し、9月7日から10月30日まで美濃焼ミュージアムで移動展をおこなう。9月から2月まで今年度1回目の企画展「カミさまホトケさまお医者さま」をおこない、3月から8月まで2回目の企画展を開催する。

また、8月7日にこけいざん森の家で子供向けのイベントがおこなわれる。そこに文化財保護センターも参加し、虎溪山一号古墳・虎溪山遺跡等の出土遺物の展示、火おこし体験、虎溪山一号古墳の見学会をおこなう。

茶碗まつりにともなう、分室での展示を10月第2日曜・月曜におこなう予定である。また、6月16日よりバロー文化ホールロビーで住吉古窯跡群出土遺物展をおこなっている。これはこれまでおこなってきた市役所本庁舎1階ロビーでの移動展示にかわるもので、駅北庁舎開庁にもなう本庁舎利用者減少を受け新たな展示場所を検討した企画である。

次に文化財講座については「高田焼400年の歩み」の移動展開催中に関連講座として、高田史跡めぐりをおこなう予定である。その後次回の企画展示にあわせて市内の石造物等を見学して歩く講座を予定している。

学校対応・講師派遣については、4月に北栄・根本小学校6年生の喜多町西遺跡公園の見学があった。8月24日・25日には陶都中学校の職場体験の予定がはいっている。また、1月から2月にかけて小学校3年生の昔のくらし授業にあわせた出前講座等も依頼にあわせておこなう予定である。

その他、「自然と人の文化」を年2回10月と3月に刊行する。広報たじみ「たじみのたからもの」原稿作成を隔月でおこなっている。FMピピに出演し、多治見シティーガイドおよびたじみタイムトラベルで文化財保護センターの活動や多治見の歴史等の紹介をおこなう。また文化財保護センターホームページの更新を随時おこなう。

資料管理については、資料貸出・掲載等許可、学校用貸出セット対応、資料寄贈対応については随時おこなっている。また、根本の民具一括資料については5月より毎月第2火曜の午前中におこなっている。

1月から2月にかけて文化財防火デーに伴う立ち入り点検をおこなう予定である。また文化

財解説看板の作成設置をおこなう。今年度は笠原神戸区および上原区の祭礼馬具の解説看板を新規に作成設置し、また白山神社遺跡の看板にいたずら書きがあったことからこちらの看板も作り直す。また『多治見の文化財』の残部が残りわずかになったので改訂版を本年度中に発行する。

委員：ホテルの調査については参加された方へは本当に感謝をする。

発掘も大変だが、その後の整理作業が本当に大変な仕事である。その成果を住吉古窯跡群の出土遺物などを展示普及することはとても重要なことである。発掘調査の成果を文化財保護センターで展示、講演などするか。

事務局：今後の予定として来年度に住吉古窯跡群の発掘成果も含め、近年の発掘調査の成果を市民の皆さんに報告できる企画展を開催できるよう考えている。

事務局：住吉町の開発については、異議をとる市民もいる。開発事業者にとってみるとマイナスイメージもある開発であった。しかし発掘調査で学術的にも多治見の歴史の中でも意味のある成果があった。住宅展示の際や行事の中で発掘成果を紹介できるとよいと開発業者も考えているようだ。いろいろな場面で発掘成果を紹介できる機会や場所を探していきたいとかがえる。

委員：北丘町の開発は確認申請書が出ているのか。今どのような状況か。

事務局：埋蔵文化財確認申請書の提出があった。10ha ほどのかなり広い範囲の開発である。現時点でこの開発範囲の中に山茶碗の古窯が4基あることはすでに分かっている。それ以外に古墳がある可能性が高い場所である。もし遺跡が見つかった場合はその場所だけなるべく開発せずに残地森林としてなるべく発掘は回避したいという業者側の意図もあるため、残地森林とする設計のやりくりをしてもらえるよう業者と話し合いをすすめる。

委員：住民向けの現地説明会が今までに4回ほどあった。6年前の集中豪雨では大変な被害が多治見にもあった。その中で、緑が削られることは地域住民にとっても大変不安な要因である。文化財も含めてどれだけかは緑が残るとよい。

議題（4）指定文化財について

① 北小木のホテル調査結果について

事務局：平成28年度北小木のホテル生息数調査の結果について。6月は月曜・木曜にゲンジボタルの生息数調査をおこなった。ゲンジボタルは結果として例年より少なかった。6月16日は雨で調査が中止になったが、それ以外の日は予定通り調査をおこなった。北小木川の上流地点でのホテルの発生が今年は例年より早く、調査初日からホテルが多かった。ピークもそれにともない1週間ほど早かった。下流地点は例年よりピークが早く、雨で調査中止になった6月16日ごろがピークだった可能性がある。ゲンジボタルの昭和63年からの調査による生息数の推移をみると、だいたい3年周期でホテルの発生数が多くなっている。平成15年に大発生の年があり、翌16年・17年は激減し、18年にまた大発生している。同じように3年周期で大発生の年がやってくるようだ。ただ平成22・23年は大雨のため河川改修工事をおこなった。そのためホテルの発生数の周期が乱れた。近年は平成26年に生息数が最も多く、昨年平成27年は非常に少なかった。平成28年は昨年とあまり変わらない数であった。来年はホテルが大発生する周期の年となると考えられる。

ヘイケボタルは7月4日と11日の2日間調査を行った。ヘイケボタルは年々減ってきてい

る。今年の発生数は去年とだいたい同じくらいであった。平成6年の調査では合計値が100匹以上確認されていたが、翌7年には10匹以下に急激に減っている。以来各地点で10匹以下または10匹前後の生息数を保ってきたが平成26年はさらに減った。ヘイケボタルが生息する田んぼは冬場は水を完全に抜いてしまって乾田にすることが通常であるが、そうすることでヘイケボタルの卵が孵化しないリスクがある。生息数が比較的多い一之洞と神明洞には一年を通して水が常にたまっている箇所があり、ヘイケボタルがその箇所で生息しているのではないかと。

また、今年の調査では調査地ではない山際の水が湧いている箇所でヘイケボタルを7匹確認した。田んぼに生息していたヘイケボタルが住み辛くなり、山際に移動したことも考えられる。

先日の農薬散布の話し合いを北小木町と行った際、これまで一之洞・神明洞の田んぼの隅に乾田にしても水がたまる場所があったが、今年はその箇所が乾いていたため、その箇所の土を少し掘り下げて水がたまるような処置をさせてもらうようお願いした。そのような処置で来年のヘイケボタルの発生の様子をみたい。

委員：北小木町の田んぼ等の土地所有者はホタルの保護に対して非常に協力的である。ヘイケボタルもなんとか保護し、残していきたいという意思がある。田んぼの隅の取水口のあたりに土が乾かない場所をのこしてもらえるとということである。

事務局：北小木町の方々がホタル保護に非常に協力的である。今年も市内外からホタルの鑑賞に多くの人々がやってきたが、開館したばかりの北小木町集会所のトイレを鑑賞者用に快く貸して下さった。ホタル保護の調査において地元の方と良い関係が築かれている。

委員：一部水を溜めておく場所を作ることによって来年どのような効果があるか楽しみであるし、地元の方の協力が得られることは非常に良いことである。

事務局：ヘイケボタルの生息数が来年の調査であまり増加しないようなら、何か策を別に考えなければならぬ。またこの場で議論いただきたい。

委員：北小木では田んぼの農薬散布については、これまで殺菌用は使用していたが、害虫用は散布していなかった。カメムシの発生を受けて、害虫用農薬の一部田んぼへの散布をはじめ今年で3年目になる。害虫用農薬がホタルに影響がないか確認し合う話し合いを北小木町と続けている。今まで2年間はゲンジボタルには影響がなかったようだ。

② 永泉寺惣門修理について

事務局：永泉寺惣門修理の設計管理は、新羅神社の修復等をお願いした大学教授の紹介で、名古屋市に事務所がある建築設計事務所に依頼することになった。大学教授には引き続きアドバイスをいただくことになっている。6月下旬に設計管理の契約をおこなった。現在は設計してもらっている。同時に滋賀県の建築会社に依頼し耐震診断をおこなっている。こちらも大学教授の紹介の業者である。6月下旬に契約を完了し、先日現地確認をおこなった。耐震診断の結果を建築設計事務所に伝えてもらい、設計に反映していく予定である。9月ごろ設計が出来上がり次第入札をおこない施工業者を決定し、すぐに工事を開始する予定である。工事の終了は今年度いっぱい予定だが、建築設計事務所から6か月間での工事施工は大変きびしく、工事の状況によっては来年度までのびる可能性もでてくるとの話があった。永泉寺惣門修理は補助事業となるため補助金の申請もおこなう。

委員：永泉寺の惣門はかなり傷みが激しいため、大きな台風がきたら倒壊する可能性もある。

事務局：かなり傷みがある。例えば妻飾りである懸魚は特に状態が悪いため取り替えが必要であ

る。

③ カモシカの滅失について

事務局：カモシカの滅失について報告する。3月29日に高速道路管理会社から美山町地内の高速道路上でカモシカの死亡の連絡があり引き取りにいった。獣医の診断では損傷が頭部のみにあり、体には損傷がなかったため、車が頭のみにあたり死亡したと考えられる。死亡したカモシカは焼却処分をし、文化庁へは滅失届を提出した。高速道路のどこから侵入したかわからないが、発見された時間も早朝で、目撃情報もない。

委員：一般道路でのカモシカの交通事故はあるか。

事務局：ある。以前東町のセラミックパーク近くの一般道路で交通事故があった。

④ 指定文化財の名称について

事務局：前回の文化財審議会でも事務局案を提示してほしいとの話があった市指定文化財の名称の見直しについて。指定時の名称と「多治見の文化財」や解説看板等で記載されている名称が異なるものが多数ある。事務局の改称案を提示する。

- ・宝篋印塔の「篋」はこれまで「筐」を使用していたが、国指定文化財の名称と広辞苑に倣い「篋」に統一する。(本土神社宝篋印塔、根本宝篋印塔)
- ・灯籠の「灯」は「燈」を使用している場合もあったが「燈」は旧字であるため、「灯」に統一する。(永保寺陶製灯籠、四角型丸竿灯籠、新羅神社社殿 附陶製灯籠・棟札)
- ・「ついたり」は「附」と「付」が混在する。永保寺開山堂の指定名称など国指定文化財の名称に倣い「附」に統一する。(廿原神明神社本殿 附棟札、新羅神社社殿 附陶製灯籠・棟札、永泉寺惣門 附棟札、普賢寺鐘楼門 附棟札・扁額、信長朱印状 附由来状)
- ・「涅槃図」は普賢寺涅槃図のみ「涅槃像」になっている。他にあわせて普賢寺も「涅槃図」にする。
- ・円空仏は「円空仏」と「木造円空作仏像」の二種類がある。他市にある県指定文化財の中で「円空作仏像」という名称のものがあり、慈光寺の円空仏は県の指定名称に倣った可能性がある。しかし現在「円空仏」という名称は一般的になっているので「円空仏」に統一する。
- ・仏像は座像と立像があるが、国や県の指定文化財の名称に倣い、「千手千眼観世音菩薩立像」や「十一面観世音菩薩坐像」のように形態がわかりやすいように名称の最後に追加する。また同じく国・県に倣い「座像」でなく「坐像」とする。(千手千眼観世音菩薩立像、十一面観世音菩薩坐像、愛染明王坐像、釈迦牟尼如来坐像、大日如来坐像、阿弥陀如来坐像)
- ・所在寺社名、地域名等の所在地を名称の前に入れる。但し国・県の指定文化財名称に倣い、絵画と彫刻については所在場所を入れない。(本土神社宝篋印塔、永保寺陶製灯籠、根本宝篋印塔、廿原神明神社本殿 附棟札、新羅神社社殿 附陶製灯籠・棟札、永泉寺惣門 附棟札、普賢寺鐘楼門 附棟札・扁額、平園区秋季祭礼用馬具の鞍、釜区秋季祭礼用馬具の鞍、神戸区秋季祭礼用馬具一式、音羽区秋季祭礼用馬具一式、栄区秋季祭礼馬具一式、心性寺阿弥陀千体物、富士区秋季祭礼用馬道具一式、上原区秋季祭礼用馬道具一式、滝呂神明神社磁器狛犬、生田1号窯出土白瓷広口瓶、永保寺イチョウの木、虎溪山自然林、永泉寺イチョウの木、虎溪山シデコブシ群生地、高田のハナノキ、高田のケヤキ、池田のエノキ、平野のケヤキ、

大藪のシダレザクラ、北小木のホタル、高社のサクライソウ自生地、北小木のヤマモモ)

- ・材質を入れる。狛犬についてであるが、石製が多い中、指定になっている狛犬は陶製または磁器製が特徴的である。滝呂神明神社の狛犬は「磁器狛犬」となっているが笠原神明宮の狛犬は「狛犬一対」となっている。そのため材質を加え、「陶製狛犬一対」とする。
- ・指定名称に「 」や()はつけない。墨絵「はは鳥」、心性寺「阿弥陀千体仏」、信長朱印状(付由来状)の「 」()は省く。
- ・絵画に紙本、絹本は付けない。国・県は紙本・絹本が付いている。多治見市は指定当時から付いていない。
- ・天然記念物の樹木名、植物名、動物名等は学術名称がカタカナであるため、カタカナに統一する。(永保寺イチョウの木、永泉寺イチョウの木、虎溪山シデコブシ群生地、高田のハナノキ、高田のケヤキ、池田のエノキ、平野のケヤキ、大藪のシダレザクラ、北小木のホタル、高社のサクライソウ自生地、北小木のヤマモモ)
- ・送り仮名をつけない。(国に倣い、上絵付けは「上絵付」。多市町村では送り仮名を付けない例が多いため、連房式登り窯は「連房式登窯」)
- ・名称を大幅に変更する。「濃州笠原村と尾州上半田川村外一ヶ村国境一件御裏書絵図」を「多治見の文化財」の名称を採用し「笠原村・上半田川村外境論裁許絵図」と短めにする。
- ・種目について。指定時の種目と「多治見の文化財」での種目が異なるものがあった。笠原町神明宮の手洗石は指定時に彫刻の種目であったが「多治見の文化財」で工芸の種目になっていた。しかし指定理由に「太古笠原から伊勢神宮へ御饌米を送っていたと伝えられている。そのため正面に菊の十六弁が彫られている」とあるため、彫刻とするのが適当である。
- ・種目を変更するもの。古位牌群は考古資料であったが、遺構・遺物など考古学的発見によって得られた資料ではないため歴史資料とする。「濃州笠原村と尾州上半田川村外一ヶ村国境一件御裏書絵図」は歴史資料であったが、宛先・差出・日付・内容などがそろっており、古文書に該当する。

その他に事務局内からでた意見として

- ・多治見国長公肖像の「公」を省く。
- ・「生田一号窯出土白瓷広口瓶」の「白瓷」は近年「灰釉」という言葉を全国的に使用するため「灰釉」とする。
- ・「根本砦跡」は「砦」ではなく、「城」とする。
- ・「高社のサクライソウ自生地」は「高社」ではなく「高社山」がよい。

以上についてご意見を頂きたい。

委員：絵画の「絹本」「紙本」の材質は付けた方がよい。狛犬などの陶製、磁器製と同じように考えるべきではないか。

事務局：台帳には必ず材質が記入されるが、名称に「絹本」「紙本」を入れた方がよいか。

委員：名称に入れた方がよい。

委員：実物を見れば材質の違いは分かるかもしれないが、写真だけではわからないので「絹本」「紙本」は付けた方がよい。

委員：「生田一号窯出土白瓷広口瓶」の「白瓷」を省くことについて、資料の特徴が分からなくなってしまうか。

事務局：「白瓷」という名称は現在「灰釉陶器」という名称を使用することが一般的である。歴史

的資料に「白瓷」という名称は登場することは確かである。しかし、中世の無釉の経筒外容器に「白瓷」とあるもの等もあり、灰釉陶器すべてを「白瓷」と当時呼んでいたのかどうかについては疑問視されてきている。灰釉陶器が生産されなくなっても「白瓷」という言葉は使用されており、この時代の灰釉陶器を示す名称としての「白瓷」は適切ではないとされている。したがって「灰釉陶器」または「灰釉」とすべきではないか。

委員：一部の考古学者が「白瓷」を強く提唱していた。「白瓷」と「白瓷系」。灰釉自体は形が変わっても使用しているものはあり、中世陶器でも灰釉をかけたものがある。そのため、「白瓷」という名称をつかって区別するべきと一部の考古学者が提唱されていたが、あまり使用されてこなかった。鉄釉などと釉薬の区別としての灰釉陶器ではなく、平安時代の「灰釉陶器」として定着してきている。

委員：根本砦についてはどうか。

事務局：「砦」という言葉は本城があつての砦であつて、根本の場合は根本御殿屋敷があつてその上に戦時の時にたてこもる砦であるので、「砦」よりも「城」の方がふさわしい。他に出城のようなものもない。規模が小さいため「砦」と言い習わしてきたが、中世の城郭としての形態があるので「根本城」とするべきではないか。

委員：可児市の山城はすべて「城」となっている。根本だけ同じ時代であるのに「砦」というのはおかしい。「城」でよいと考える。

また、「高社のサクライソウ」についてであるが、国土地理院の高社の三角点は「高社山」とあるため「高社山」が正式名称であろうが、地元では通称として山自体を「高社」と呼び、「高社山」とは呼ばない。「高社」が通称の山名でもあり、神社名でもある。地元の古くからの呼び名を尊重するというのも重要であるので、「高社」のままの方がよいのではないか。

委員：高社は昔「お高社」とも呼んでいた。

委員：他の地域から見た場合、「高社」ではどのような場所であるのか分からない。

委員：長野県にも「高社」とよばれる山がある。

事務局：「多治見国長公肖像」の「公」はどうであるか。

委員：「公」は尊称であるが、なくてもよいのではないか。

事務局：「公」という尊称に戦前の史観が残っているように思われる。

委員：県指定の国長邸跡には「公」がついているか。

事務局：県指定「多治見国長邸跡」という指定名であるが、史跡の場所には「多治見国長公遺址」と書かれた標柱がある。

委員：では一覧になっているその他の指定名称変更案について意見はあるか。

委員：ない。変更案通りでよい。

委員：事務局内からの意見の部分ではどうか。「多治見国長公肖像」の「公」は省くということではよい。

委員：よい。

委員：「生田一号窯出土白瓷広口瓶」の「白瓷」は「灰釉」、「根本砦」は「根本城」でよい。

委員：よい。

委員：「高社のサクライソウ」の「高社」についてはどうか。

委員：厳密に言うと、高社山の三角点は神社がある場所よりも奥の峰である。神社までの山は神社の境内と地元では考えていて、「高社山」とは言わない。明治の初めに上地令が發布され、一

且高社神社の土地は国に取り上げられた。その後明治 30 年くらいになって払下げされた。そのため山ではなく神社の一部である。

委員：高社には二つ山があり、手前が神社のある高社、奥が三角点のある高社山である。

「高社」で違和感はない。山がつかなくてもよいのではないか。

委員：では「高社」のままよいことにする。

議題（5）普及啓発について

① 企画展「カミさまホトケさまお医者さま～医療と信仰～（仮称）」について

事務局：9月5日から「カミさまホトケさまお医者さま～医療と信仰～」という企画展を開催する。病気の平癒に関する信仰と、近代医療に関しても扱う。多治見市内、特に小泉・大原地区、笠原町に多くの病気平癒に関する石造物が残っており、例えば小泉町の「耳神」など、病気平癒に特化した石造物を紹介する。また、市内に残っていた古文書に火傷を治すためのお札などがある。近代には焼き物技師による陶歯や、種痘に関する古文書、文化財保護センター所蔵の医療器具なども展示する。

委員：今現在も伝統的に残っているものも紹介できると良い。密教寺院などは病院としての役割も担ってきた。薬草を取ったりしていた。京都の寺院では有料で湯治ができるところがある。病院の「院」は施薬院の「院」と同じで、病気を治す意味がある。市之倉の皿やいとなども紹介できると良い。

② 移動展「住吉古窯跡群出土遺物展」について

事務局：移動展「住吉古窯跡群出土遺物展」を6月16日～9月8日までバロー文化ホールで開催している。昨年度まで移動展は多治見市役所本庁舎1階で開催していたが、駅北庁舎開庁に伴い、本庁舎の一般利用者が減少してきたこともあり、より多くの市民の目に触れることのできる場所がないか考えてきました。内容は住吉古窯跡群から出土した遺物26点を展示している。灰釉陶器、山茶碗の他、緑釉陶器の窯が発見されたことを紹介するとともに、緑釉陶器の窯道具等を展示している。9月8日にバロー文化ホールでの展示を終えた後は、同じ内容で市内の別の場所で展示をおこなう予定である。

委員：市内で発掘されたものを市民がみる機会がなかなかないので、移動展はとてもよい機会である。多治見市役所駅北庁舎に展示コーナーを作ることはできないか。駅北庁舎は不特定多数の市民が訪れる場所であるし、子供も行きやすい場所である。駅北庁舎の設計段階から展示コーナーを考慮に入れてほしかった。

事務局：駅北庁舎の1階のロビーは一般市民への貸し出しスペースになっている。常設的に展示場所を設置することになっていなかったが、常設ではなく期間をくぎって駅北庁舎でおこなうことも今後考えていきたい。これまで本庁舎で常設的に展示を行ってきたが、市民課などが駅北庁舎に移ったこともあり、現在本庁舎は業者等の出入りが中心になっている。そのため他の施設での移動展を計画した。今後の移動展開催先については検討をおこなう。

委員：文化財保護センターは交通の便が悪く来場しにくい場所である。来場するのも本当に興味のある人だけである。こんな歴史が多治見にあるのかという発見を市民にしてもらうためにも、より多くの市民の目に触れる場所で移動展をおこなってほしい。駅南の開発も今後あるが、そのような場所が検討されるとよい。

事務局：文化財保護センターは歴史資料についてよく知っている人の来場が多い。今までにない新規の展示場所を検討してもよい。また美濃焼ミュージアムとの協力関係をより強めることも必要である。そのほかに展示を見る目的ではなくても、ふと立ち寄った場所で展示を目にするのできる場所を複数個所つくることも検討していきたい。

委員：移動展について。学校の空き教室を利用することはできないか。

事務局：廊下等で出土遺物や地元の陶芸作家の作品を展示している学校はある。

委員：常設ではなく移動展としてそのような試みがあってもよい。

事務局：精華小学校で住吉古窯跡群の遺物を展示できたらよいが空き教室がない。

事務局：市内施設で移動展を計画する場合、展示ケースがその施設にあり、使用可能であることを条件に検討してきた。文化財保護センターにも空きの展示ケースはあるが、重量があり移動が難しい。そのため市内施設でも展示ケースの有無で移動展可能場所が限られてしまう。市内の公民館でも展示ケースの有無は館によって違う。ヤマカまなびパークも検討したが、一定期間借りることができる展示ケースがなかった。

委員：図書館をよく利用するが、展示があると必ず見る。多くの学生も勉強をする場として図書館を利用している。図書館で展示できるのが一番よい。

委員：実物を見て興味を持つということはすごく大切なことである。

事務局：公民館、図書館等はほとんどが多治見市文化振興事業団が運営している。展示ケースなどの備品の整備など長期的な展望のなかで、文化振興事業団と相談していきたい。

委員：普及啓発については、学校、図書館や地域の公民館などのより市民の目に触れる場所できめ細かく行ってもらいたい。特に文化財が子供たちの教育資源として活用できるように検討してもらいたい。

③ こけいざん森の家での展示、体験講座について

事務局：8月7日（日）に子供向けのイベント、こけいざん森の家フェスティバルが行われる。展示等の出展と、虎溪山一号古墳の現地説明の依頼もあった。展示については虎溪山一号古墳出土品複製の他、虎溪山遺跡、虎溪山1・2・3号窯出土遺物、また永保寺本堂跡出土一字一石経などを展示する。展示期間はイベント当日以外も行ってほしいとの主催者からの要望もあり、8月5日～8月25日まで行う予定である。イベント当日は展示の他に火起し体験を行い、虎溪山一号古墳の現地説明を11時と2時の2回行う。

委員：昨年までの喜多町西遺跡公園まつりを、今年こそけいざん森の家で行うということか。

事務局：違う。こけいざん森の家が主催となって毎年子供向けのフェスティバルを行っている。プラレールや科学実験などを中心としたイベントであるが、主催者より虎溪山近辺の歴史や自然を子供たちに紹介したいという希望があり、文化財保護センターでは過去3回出土遺物の出展を行っている。予約ではなく、誰でも参加できるイベントである。

委員：小学生向けのイベントか。

事務局：小学生向けである。

④ 文化財講座「高田史跡めぐり」について

事務局：現在開催中の企画展「高田陶祖400年～高田焼の歩み」が8月26日に終了し、9月7

日～10月30日まで美濃焼ミュージアムで移動展を行う。それに合わせて、街歩きの文化財講座「高田史跡めぐり」を9月24日（土）の9時半～11時半の予定で行う。特に今回の展示では陶祖に焦点を置いているので、陶祖碑や陶祖が開窯した時代に近い窯跡や展示をしている陶器の窯跡などや、指定文化財などもめぐる予定である。9月広報に掲載し、参加者を募る予定である。

議題（6）その他

① 根本民具資料整理について

事務局：平成27年9月に根本地区で収集された民具約200点をご寄付いただいた。現在は分室に保管している。今年度より根本愛郷会、根本の歴史を語る会の会員にボランティアとして月1回整理作業をお手伝いしていただいている。作業内容としては名称、使用方法、時代などを台帳に記入、計測、写真撮影などである。5月、6月におこない、暑い時期は避けて次回は9月におこなう予定である。今年度末を目途に整理作業が完了できるよう進めていく。

② コウモリ調査について

事務局：旧中央線7号トンネル（愛岐トンネル）内のキクガシラコウモリ・コキクガシラコウモリ・モモジロコウモリ・テングコウモリの生息数調査をコウモリの専門家とともに年3回おこなっている。今年度1回目は去年より少し早い時期の6月28日におこなった。1回目は繁殖の確認のため、夜に成獣が捕食のため外へ出ていってからトンネルに入り、幼獣の数を調査した。キクガシラコウモリの幼獣が多くいたがその場では数え切れなかった。100頭以上はいたと考えられるが、コウモリの専門家が写真から正確な数を出してくれるということで次回の文化財審議会で報告する。これだけ幼獣が多いのは珍しいというコウモリの専門家からの話であった。

委員：このコウモリ調査はコウモリの保護が目的か。

事務局：このコウモリが貴重なので保護してほしいという要望があったため、保護対象かどうかの事前調査としておこなっている。コウモリは移動してしまうこともあるので、7号トンネル内に実際にいるのか、繁殖をしているのかを確認する調査である。平成24年からコウモリの専門家が調査をおこなっており、文化財保護センターでは平成26年7月31日の調査から参加している。コウモリ数も順調に多くなってきており、コウモリの生息地として貴重な場所であると考えている。

事務局：コウモリが生息できる自然環境が整っていることはよいことである。このトンネルは人工的に作られたもので、さらにトンネルとしての役目を終えた後は人が土石を埋めるために利用した場所である。土石とトンネルの内壁とのちょっとした隙間しかなく、外敵が侵入しにくい場所でもある。そのような人の手で作り上げられた場所であるので、もともとの自然環境でないということが今後議論となるかもしれない。保護すべきなのか、それとも自然環境を含めて保護区域にすべきなのかどこかで区切りをつけて議論すべきと考えている。

委員：春日井市側の愛岐トンネル群は産業遺産として保護する活動をおこなっている。多治見市側については産業遺産として保護する予定はないのか。コウモリ調査は産業遺産としての保護と関わりがでてくるのではないか。

事務局：愛岐トンネル群については産業観光課でこれまで検討をしてきたが、産業遺産として保護することは難しいという結論にいたったと聞いている。少なくとも7号トンネルについては

残土処分の場所となっているため復旧にすることは難しい。愛知県側の愛岐トンネルは復旧させることが可能な条件であったのではないか。

委員：定光寺駅から降りてトンネルの中等に遊歩道が多治見までできると市民が喜ばれるのではないか。このままにしておくのはもったいないのではないか。行き止まりになっていたり、崩れかけていたり危険な箇所もあるが、そういった場所はトンネルの上を通してハイキングコースのようなものがないか。

事務局：西浦家文書にもトンネル建築についてかかわる資料もあり、歴史的にも価値はある。

委員：自然の会で数年前にコウモリの調査に入った。現在トンネルは愛知県が愛岐処分場として管理している。遊歩道として整備することが可能かどうかという検討も重ねてきた。しかし地元の諏訪町の住民はトンネルに見物客やハイキング客が入ることを好まないという声も聞こえてきた。実際、トンネルの中の残土を取り除くことは難しく、それらの結果を愛岐処分場から愛知県知事へ報告している。また、地震のあとなどはトンネル内の内壁の煉瓦が崩れ落ちていることもあり、安全性の面から考えても遊歩道として利用することは難しい。

委員：鉄道ファンも多い昨今であるので、観光資源としても利用できるか引き続き検討をしていただきたい。

委員：修道院の裏の土岐川沿いもトンネルや通路があり、そこからの景色は非常によいが、安全面からみるととても観光資源として利用できない。愛岐トンネル群も同様で、観光資源とするには修繕するためのエネルギーが必要である。しかし観光資源としての素材はあるので、生かすか生かさないかの考え方次第である。

委員：安全に徹底して配慮して整備しておかないと、ひとたび事故があったら大変なことである。また、愛岐トンネル群の紹介では西浦の煉瓦かどうかなどの議論はよくされるが、トンネルを掘るにあたっての犠牲者などについてはあまり語られていない。池田稲荷にはトンネル掘削に関する石碑がある。トンネルの観光的な部分と、トンネル掘削の歴史の部分と両方を伝える必要がある。

委員：では、これで終わらせて頂く。